にっぽうニュース

（令和5年11月6日）

① 音楽著作権

ジャニーズ事務所がSMILE−UP.に社名変更して被害者の救済活動に専念する一方、マネジメント業務は新たに設立する会社に移管するとのことで、旧ジャニーズグループが所有する著作権などは、莫大な収入源になると思われますが、どうなることでしょう。

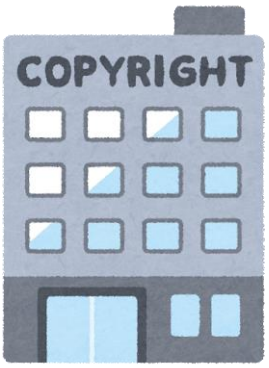

音楽著作権は、JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）で管理されています。信託契約によって、作曲者や音楽出版者などの委託者からJASRAC（受託者）に著作権（複製権や演奏権などの支分権）が移転されており、JASRACが楽曲など著作物の利用者（受益者）から使用料を徴収して、委託者に分配しています。

信託は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地およびその定着物、地上権および土地の賃借権に限定されていたのを、2004（平成16）年12月の信託業法改正によって、特許権、商標権、著作権などの知的財産権も可能となっています。

② 著作権に関する判例

（1）カラオケ法理（クラブキャッツアイ事件の最高裁判決）

カラオケスナック店が客に有料でカラオケ機器を使わせていることに対して、JASRACが演奏権侵害に基づく損害賠償請求をしました。最高裁は、客だけでなく店も著作物の利用主体と認定すべきと判断しました。

直接的な著作権の侵害者だけでなく、この法理を拡大解釈して侵害範囲が必要以上に広く認定されることも危惧されています。ファイルローグ事件では、ファイル交換サービスで実際に楽曲を交換していた利用者ではなく、サービス運営会社による公衆送信権侵害が認められました。

（2）音楽教室著作権裁判

JASRACが音楽教室から使用楽曲の著作権料を徴収しようとし、音楽教室の運営事業者等がJASRACに使用料を請求する権利は存在しないことを確認するために提訴していました。

2022（令和4）年10月24日の最高裁判決により、著作権料徴収について生徒の演奏は対象外となりましたが、先生の演奏については使用料の支払義務は認められたことになります。

演奏会については、非営利で、観客から料金を取らず、演奏者に報酬を支払わなければ、大丈夫かと思います。

こちら特許部

NIPPO 日峯（ニッポウ）国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp